

には折然一反對しおければならぬ。

口、工場法施行令には健康保険法による給付は工場法施行令による扶助よりも先であるとして規定してゐる。即ち公傷に於て受ける扶助は百八十日間健康保険法による給付も同じである。然し乍ら左系工場法のより負担であつた此の種の扶助を労働者も亦その一半を負担してゐる保険料より出すことは労働者にとりては労働者の低下であると言はねばならぬ。

業務上の傷病は當然全部工場主が責任を負ふべきものである以上健康保険法は業務上の傷病に對しては工場主が責任を負ふべき特別規定を設くべきである。然らざれば工場法の改正も畢竟労働者に対する政府の命令である。

ハ、従来健康保険法が社会政策立法であるといふ意味からその費用は当然労働者資本家、国家の三者によりて三分して負担することを適當とする。

即ち現行法の国家負担たる費用總額の十分の一、被保険者又より二以下は過少である。尚この場合労働者の負担を皆無にするべきは原則であるけれども現実政策の立場から三分説を主張する。

ニ、労働組合は最も正しい意思。代表機關である故に保険組合の被保険者側の理事は従つて当然一般従業員者の選出を以て労働組合の存在する所では該組合の推薦に待つべきであり、カ一次、カ二次、カ三次健康保険審査會を委員と共に政府の授けを以て労働組合からの推薦によるものでなくてはならぬ。然らざれば健康保険組合が労働組合壓迫の手段として應用される事と思惟される。

ホ、給付額の増加に就いて細目下、失傷するのを確立致した官業労働者との合同を同業にしておつても現在の官業労働者の條件と同様に改正しおければならぬと考へらる。

(四) 尚健康保険法の方を持つる社會立法は破産法。当然各々の次に次ぐ失業保険、養老保険、雇員保険等の立法を要求するべきであらうと思ふ。
此の外法文中、校章に亘る改正箇所多々あると法律部に任ずる。

実行方法
法律部一任。

(三) 日本労働総同盟本部より婦人機關紙発行の件(尾ヶ隊聯合會理出)可決